

瀬戸内海中部台風等対策要綱

令和3年7月1日制定

本要綱は、瀬戸内海中部台風等対策協議会（以下「協議会」という。）会則第2条の協議事項のうち、瀬戸内海中部海域における特に勢力の強い台風による船舶交通の危険を防止するための対策の実施について必要な事項を定めるものである。

（対象海域）

第1条 特に勢力の強い台風の来襲に伴い避難の対象とする海域は、海上交通安全法適用海域のうち

- ① 明石海峡大橋、淡路島、大鳴門橋を結ぶ線
- ② 来島海峡大橋（第1、2、3）、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋、生口橋、因島大橋、新尾道大橋を結ぶ線

上記①、②と本州、四国の陸岸に囲まれた海域及び港則法適用港とする。（別紙1のとおり）

ただし、上記②付近の港則法適用港については、当該港の台風対策の運用状況を勘案し、愛媛県吉海港、岡村港、宮浦港、菊間港を対象海域に含め、広島県土生港は対象海域から除く。

（対象船舶）

第2条 対象船舶は、風圧面積が大きく風の影響を受けやすい走錨の危険性が高い船舶及び事故発生時において船舶交通に重大な危険を及ぼす可能性がある大型危険物積載船として以下に定める船舶とする。

ただし、内航定期旅客船、内航 RORO 船等の定期航路を運航する内航船舶及び「平水」、「沿海」又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶については対象外とする。

① 高乾舷船

自動車運搬専用船（長さ160m以上）

コンテナ船（長さ160m以上）

ガスタンカー（長さ160m以上）

タンカー（長さ160m以上）

客船・フェリー（長さ200m以上）

貨物船（長さ200m以上）

② 大型危険物積載船

総トン数5万トン以上の危険物船（液化ガス船を除く）

総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

(対象となる台風の規模)

第3条 避難措置の対象となる台風の規模は、対象海域の到達時において暴風域を伴い、中心付近の最大風速（10分間平均）40m/s以上のもの（以下「特定台風」という。）とする。

(避難時期)

第4条 避難時期は、原則として、特定台風の強風域が対象海域に到達する24時間前とする。ただし、特定台風の規模、速力等を考慮し、24時間より早めに設定することができる。

(避難時期の検討)

第5条 気象庁が発表する台風の5日間予想において、以下の基準を満たす場合、対象となる台風として判定し、瀬戸内海中部台風等対策協議会事務局（以下「事務局」という。）が避難時期等を検討する。

- ① 3日後の予報において、対象海域が暴風警戒域内に入っていること。
- ② 3日後の予報において、中心付近の最大風速40m/s以上であること。

2 避難時期等の検討にあたっては、大阪管区気象台から台風に関する情報の提供を受けるものとする。

(避難時期等の協議)

第6条 第5条に該当する台風の接近に係る避難時期については、事務局の検討結果をもとに協議会にて協議のうえ決定する。

ただし、台風の動向に対応して速やかに避難体制を構築する必要があることから、電子メール等による協議をもって、協議会による協議に代えるものとする。

2 協議会の協議については、原則として平日の昼間に実施する。

(避難行動)

第7条 避難行動は次のとおりとする。

- ① 対象海域内の対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域の外へ避難する。

ただし、対象海域内においても安全に避泊・避航（ちちゅう、低速航行を含む）することができる船舶は除く。

- ② 対象海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避する。

ただし、入域後、対象海域内において安全に風の影響の少ない避泊・避航（ちちゅう、低速航行を含む）することができる船舶は除く。

- ③ 対象船舶以外の船舶についても、安全な海域に避難しようとする場合は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

(解除時期)

第8条 避難措置を解除する時期は、特定台風の暴風域が対象海域を通過した後とする。ただし、港則法第39条第4項により勧告が発出されている港則法適用港については、同勧告に従うこと。

(周知等)

第9条 事務局は、第6条に基づいて、避難措置に係る検討を開始した際は、協議会会員に周知することとする。

2 事務局は、協議した結果を速やかに協議会会員に周知すること。ただし、第五管区海上保安本部長及び第六管区海上保安本部長が海上交通安全法第32条第2項に基づく避難にかかる勧告の発表*の時期と差異がない場合はこの限りではない。

3 周知時期に関しては、夜間及び休日等を勘案して実施すること。

4 協議会会員は、協議された結果の周知を受けたとき、または、第五管区海上保安部本部長及び第六管区海上保安本部長から海上交通安全法第32条第2項に基づく避難又は解除に係る勧告が発表されたときは、傘下の関係団体及び船舶等に周知すること。(別紙2-1、別紙2-2のとおり)

※勧告の発表とは、第五管区及び第六管区の本部長が法に基づく勧告の内容を発表する時期のことをいう。
なお、勧告の措置内容の効力を有する時期は、勧告の発出時期をいう

(情報の伝達)

第10条 前条による周知は、別紙3に定める情報伝達ルートにより速やかに周知展開を図るものとする。

(解除後の安全確認)

第11条 協議会会員は、避難措置が解除された場合にあっても、気象状況及び他の対象海域、港則法適用港における航行制限等の情報に留意し、交通の安全に注意を図る。

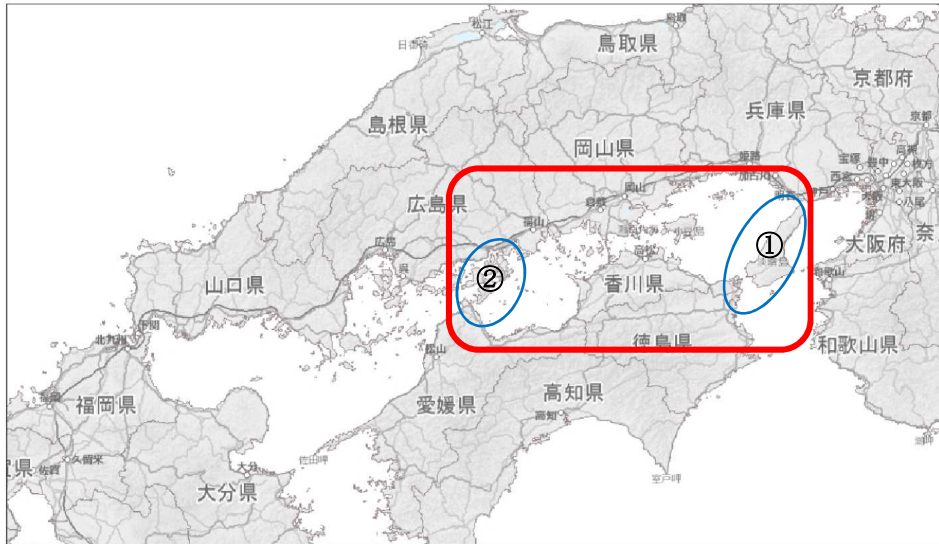
(本要綱の改正)

第12条 本要綱に定める事項は、瀬戸内海中部台風等対策協議会の議決により改正する。

附 則 この要綱は、瀬戸内海中部台風等対策協議会において承認されたときから効力を有する。

(瀬戸内海中部台風等対策要綱第1条関連)

瀬戸内海中部海域



① 瀬戸内海中部海域 (東側境界)



② 瀬戸内海中部海域 (西側境界)



湾外避難（早期避難）勧告

令和●年●月●日

(時刻 発表)

関係各位

第五管区海上保安本部長

第六管区海上保安本部長

台風○号の接近に伴い、海上交通安全法第 3 2 条第 2 項及び港則法第 4 8 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1 発出期間

令和 年 月 日 (時刻) から勧告を解除するまでの間

(解除時期は、台風○号の暴風域が対象海域から抜ける時点を予定)

2 対象海域

瀬戸内海中部海域 別添のとおり。

3 勧告内容

- (1) 瀬戸内海中部海域内（港則法適用港を含む。）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって、瀬戸内海中部海域外の台風の影響の少ない海域へ避難すること。
ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航（ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ。）することができる船舶は除く。
- (2) 瀬戸内海中部海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避すること。
ただし、入域後、瀬戸内海中部海域内の台風の影響の少ない他の海域で安全に避泊・避航することができる船舶又は十分な時間的余裕をもって瀬戸内海中部海域外の台風の影響の少ない海域へ避難する船舶は除く。
- (3) 対象船舶以外の船舶についても、安全な海域に避難しようとする場合は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

4 対象船舶

対象船舶は以下のとおり。ただし、内航定期旅客船、内航 RORO 船等の定期航路を運航する内航船舶及び限定近海以下を航行する内航船舶は除く。

- (1) 自動車運搬専用船（長さ 1 6 0 m 以上）
- (2) コンテナ船（長さ 1 6 0 m 以上）
- (3) ガスタンカー（長さ 1 6 0 m 以上）

- (4) タンカー (長さ160m以上)
- (5) 客船・フェリー (長さ200m以上)
- (6) 貨物船 (長さ200m以上)
- (7) 大型危険物積載船
 - ・総トン数5万トン以上の危険物船(液化ガス船を除く。)
 - ・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

5 その他(注意事項)

- (1) 本勧告は、避難行動の適切な時期を逸した船舶に対してまでも域外避難又は入域回避を促すものではない。
- (2) 避難先の海域については、船長等が、船舶の種類、大きさ、積荷の状況、台風の進路速力等を考慮して総合的に判断すること。
- (3) 本勧告は、港則法適用港の港則法第39条第4項による勧告が解除された場合、同港への移動及び入港について妨げるものではない。

(別 添)

○瀬戸内海中部海域

①明石海峡大橋、淡路島、大鳴門橋を結ぶ線

②来島海峡大橋（第1，2，3）、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋、生口橋、因島大橋、新尾道大橋を結ぶ線

上記①、②と本州、四国の陸岸に囲まれた海域

○勧告対象港 54港（特定港10港）

兵庫県 明石港、東播磨港、八木港、姫路港、相生港、赤穂港、湊港、都志港、郡家港、富島港

岡山県 日生港、片上港、鶴海港、牛窓港、西大寺港、小串港、岡山港、宇野港、日比港、琴浦港、味野港、下津井港、水島港、笠岡港

広島県 福山港

香川県 豊浜港、観音寺港、仁尾港、詫間港、多度津港、丸亀港、坂出港、香西港、高松港、志度港、津田港、三本松港、引田港、坂手港、内海港、池田港、土庄港、直島港

愛媛県 今治港、吉海港、壬生川港、西条港、新居浜港、寒川港、三島川之江港、岡村港、宮浦港、伯方港、菊間港

湾外避難（早期避難）勧告解除

令和●年●月●日

（時刻 発表）

関係各位

第五管区海上保安本部長

第六管区海上保安本部長

台風○号接近に伴い、海上交通安全法第 3 2 条第 2 項及び港則法第 4 8 条第 1 項の規定に基づき、瀬戸内海中部海域内に発出していた湾外避難勧告については、

令和 年 月 日（時刻）

をもって解除する。

ただし、港則法適用港には、港長が港則法第 3 9 条第 4 項に基づく港外への避難勧告を継続している場合があるので、これに従うこと。

(瀬戸内海中部台風等対策要綱第10条関連)

情報伝達ルート

